



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(127 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222097)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

127

外部一切発表せず

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 大政事外外官
- 事務 房
- 次次
- 巨官官審審長
- 借入会 計
- 文電厚給
- 領参旅移
- 参北東
- 長 中西
- 参保中参中
- 長北蘭密南
- 参参参
- 長西東
- 参参参
- 長近
- 参参参
- 長南国米ア
- 参参参
- 長総国一過ス
- 参参参
- 長協政技
- 参参参
- 長国経
- 参参参
- 長条規
- 参参参
- 長政経詳
- 参参参
- 長道外
- 参参参
- 長文文

総番号(TA) 52815 主管
 68年12月28日 00時58分 発信 米北
 68年12月28日 15時24分 本省 着

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (バンダイ次官補との会談)

第3735号 極秘 至急

27日バンダイ次官補を往訪の際、本使より米政権の替り目においてオキナワの如き長期的問題に関する発言は差しひかえたい、とされる貴官の立場は十分了解するところであるが、本使一時帰朝の任命にかんがみ、この際双方とも政府をこう束しない建前できたんのない意見の交かんを行ないたいと前提し、大要次の通り会談を行なった。

1. 本使よりオキナワ問題に関する明年のスケジュールとして、全くの私見であるが、(イ)新政権発足後なるべく速かに通常の外交ルートによる交渉の開始、(ロ)夏ごろ外務大臣の訪米、(ハ)夏または秋日米貿易経済合同委員会が日本で開かれることとなる場合、ロジャース國務長官と日本政府首のう部との会談、及び、(ニ)10、11月ごろ総理訪米の順序が考えられるところ、このスケジュールについての具体的協議は追って新政権との間に行なうべきものであるが、差当って、(イ)の交渉開始時期が先ず問題となる。新政権発足後の最重要関心事は何といつても

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

対外的にはベトナム問題、対内的には法どち序確立の問題であり、他の問題は二の次とならざるを得ないと見る者があり、従つてこの二つの問題で新政権の頭が一ぱいであり、オキナワ問題については準備が出来ていない際に、日本側が早急に本問題を取り上げるとは差しひかえるべきかとも思はれるが貴見如何とたずねたところ、バンダイは、(1)自分はオキナワ問題を極めて重要視しており、次期政権に引継ぐべきポイントの中でも本問題の重要性を十分に申し送る所存である。(2)ただし新政権発足後直ちにとり上げず、適當の間を置くとの考え方はVERY BOUNDである。(3)ロジャース長官はしゅんびんな人物であるが、外交問題の専門家ではないので、やはり就任直後からすぐこの問題に取り組むというわけにはいかないであろうと述べた。

2. 本使よりオキナワ問題の最重要点は結局のところ、(イ)施政権返かんの時期及び(ロ)その際における基地の態様、の2点に帰着するところ、日本側としては特に(イ)を重要視するものであること言うまでもない。右時期としては、2年、3年、5年、あるいは10年といろいろ考えられるであろうが、日本側にとっては早ければ早いほどよいわけである。2年はあるいは米側にとって余りに早過ぎるかも知れず、10年では日本側にとって問題とならず、結局時期的のはばは3年ないし5年の間にせばまれて行

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

くこととなるべく、日本の新聞では1972年返かんがうたわれているが、私見としてはそのへんの時期が良いところではないかと考えられる旨述べたところ。パンデイは、米側にとっては返かんの時期もさることながら、基地の態様が極めて重要な問題である旨強調し、また同席のブラウン次官補代理は、基地の態様如何が、逆に返かん時期の長短を決定するファクターとなるであろうと述べた。

3. パンデイは基地の自由使用(FREEDOM OF USE)は単にペンタゴンだけの関心事ではなく、米議会(特に軍事委員会、外交委員会)もこの問題には極めて大なる関心をいだいていることを指摘したいと述べた。

4. 本使より基地の態様について日本政府の考え方は未決定であるが、日本世論の帰すうとしては本土なみを要望する声が次第に強くなりつつあるように認められる。自由使用についての米側関心の強いことは良く承知しているが、自由使用といつても、(イ)完全自由使用(ロ)部分的自由使用(核ぬき自由使用)(ハ)ざん定的自由使用(ベトナム戦争継続中、あるいは極東における国際的緊張継続中の自由使用)、の外、建前としては自由使用を認めず、事前の承認を必要とするが、緊急事態発生の際は包括的承認を与える旨の予約、の方式も考えられ、「本土なみ」と「自由使用」の間には様々な中間的FORMULAが理論的

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

には考えられる次第である。これらのFORMULAについて新政権発足後適当な時期にふくぞうなき意見の交かんを行ない双方の満足し得る線を発見することとしたい旨述べたところ。パンデイは一々うなずいてきいていたが、特に如何なるFORMULAに対するPREFERENCEも示さなかつた。

5. 本使よりかかるFORMULAについての話し合いは何分数年先の事態を想定してかからなければならないだけに必ずしも容易に意見が一致するものとは限らないが、万一話し合いが妥結に達すること不可能となつた場合においては、とりあえず施政権返かんの時期のみを決定し、基地の態様については後日改めて日米間に協議決定することとして、問題をPOSTPONEするという解決方策については如何に考えるかとたずねたところ。パンデイは首をひねり、その点については何とも申上げかねる。米側としては次期政権の責任者の考えに一任する外ない問題であると述べ、ブラウン大使は基地の態様を決めないで、返かんの時期のみを決めることについては、おそらく米議会の同意を取付けると困難なるべく、米議会領しゅうの中には、軍事的かく度を重視すること決して軍人におとらざる人物がいることを御承知おきありたいと述べ、例えばとして、クワセル上院議員の名を挙げていた。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ら。本使より。本日お話の次第は良き参考になつたとして
謝意を表すると共に。本使の述べたところも。米側の考
方を知る為めことさら問題を提起した点多々あり。もと
より何ら日本政府をどう束するものではない旨重ねて念を
押ししておいた。

(了)

極秘